

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号） 第6条（第6号に係る部分に限る。）

別表第2 北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の項中「第17条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「失い」の次に「、かつ」を加える。

第8条の2中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする男子でアからキまでのいずれかに該当する者

ア 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻をしていないもの

イ 配偶者の生死が明らかでない男子

ウ 配偶者から遺棄されている男子

エ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子

オ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子

カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子

キ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

別表第1の1の表道公営住宅の部千歳市の項中「80」を「115」に改め、同部函館市の項中「1,818」を「1,836」に改め、同部小樽市の項中「1,315」を「1,187」に改め、同部夕張市の項中「189」を「184」に改め、同部旭川市の項中「1,282」を「1,308」に改め、同部網走市の項中「460」を「474」に改め、同部室蘭市の項中「657」を「601」に改め、同部帯広市の項中「858」を「869」に改め、同部芽室町の項を削り、同部幕別町の項中「317」を「334」に改め、同部根室市の項中「149」を「185」に改め、同別表の2の表駐車場の部札幌市の項中「4,056」を「4,055」に改め、同部千歳市の項中「72」を「104」に改め、同部

目 次

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報政策課）	31
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	31

告 示

○家畜伝染病検査の命令（7件）.....（畜産振興課）	32
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	37
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	38
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	38
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	38
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	38
○道路の供用の開始.....（道路課）	39

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正（2件）.....	39
--	----

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第11号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2 北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第39号）の項の次に次のように加える。

北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号） 第13条第1項

北広島市の項中「243」を「275」に改め、同部函館市の項中「1,410」を「1,426」に改め、同部小樽市の項中「950」を「971」に改め、同部岩内町の項中「38」を「40」に改め、同部美唄市の項中「202」を「203」に改め、同部芦別市の項中「179」を「114」に改め、同部旭川市の項中「189」を「256」に改め、同部留萌市の項中「317」を「341」に改め、同部網走市の項中「429」を「447」に改め、同部伊達市の項中「170」を「214」に改め、同部帯広市の項中「689」を「749」に改め、同部幕別町の項中「135」を「152」に改め、同部釧路市の項中「806」を「813」に改め、同部根室市の項中「149」を「185」に改め、同表集会所の部函館市の項中「11」を「12」に改め、同部帯広市の項中「5」を「6」に改める。

別表第4 函館市の部中 「旭森団地駐車場」 3,430円 を

旭森団地駐車場	3,430円	に改め、同表帯広市の部中
船見町団地駐車場	3,430円	

大空団地駐車場	2,540円	を	大空団地駐車場
			柏林台中央団地駐車場

2,540円	に改める。
2,540円	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の1の表道公営住宅の部千歳市の項及び同別表の2の表駐車場の部千歳市の項の改正規定 平成20年3月25日
- (2) 別表第1の1の表道公営住宅の部室蘭市の項、帯広市の項及び芽室町の項の改正規定 平成20年3月31日
- (3) 第8条の2の改正規定並びに別表第4の函館市の部及び帯広市の部の改正規定 平成20年4月1日

告 示

北海道告示第160号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該

鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域及び実施の期日
実施する区域 実施の期日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北海道 円 平成20年4月1日から11月28日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第161号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域 実施の期日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北海道 円 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。)
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。
- 4 実施の方法

- (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

江 差 町	同	平成20年4月7日から6月30日まで
上 ノ 国 町	同	
奥 尻 町	同	
せ た な 町	同	
島 牧 村	同	4月1日から7月31日まで
寿 都 町	同	
留 寿 都 村	同	
積 丹 町	同	
妹 背 牛 町	同	4月1日から6月27日まで
深 川 市	同	
天 塩 町	同	4月7日から6月27日まで
初 山 別 村	同	5月7日から6月27日まで
羽 幌 町	同	
苦 前 町	同	
壮 瞥 町	同	4月1日から8月1日まで
白 老 町	同	
安 平 町	同	
登 別 市	同	
室 蘭 市	同	

日 高 町	同	4月14日から7月31日まで
平 取 町	同	
新 冠 町	同	
浦 河 町	同	
様 似 町	同	
え り も 町	同	
新 ひ だ か 町	同	
釧 路 町	同	4月1日から5月16日まで
厚 岸 町	同	
浜 中 町	同	
標 茶 町	同	
弟 子 屈 町	同	
鶴 居 村	同	
白 糠 町	同	
釧 路 市	同	

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査にあつては、家畜伝染病予防法に基づく当該疾病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

千 歳 市	同	平成20年4月21日から6月20日まで
-------	---	---------------------

北 斗 市	同	平成20年4月21日から6月27日まで
長 万 部 町	同	5月26日から8月15日まで
二 セ コ 町	同	4月1日から6月30日まで
共 和 町	同	
岩 内 町	同	
由 仁 町	同	5月7日から8月1日まで
奈 井 江 町	同	
新 十 津 川 町	同	
愛 別 町	同	4月7日から7月25日まで
上 川 町	同	
名 寄 市	同	
和 寒 町	同	
剣 淵 町	同	
中 川 町	同	
中 頓 別 町	同	4月1日から5月16日まで
枝 幸 町	同	5月1日から6月20日まで
斜 里 町	同	4月1日から6月13日まで
興 部 町	同	4月28日から7月25日まで
網 走 市	同	5月19日から8月8日まで
紋 別 市	同	6月16日から9月12日まで
大 空 町	同	4月7日から6月20日まで
伊 達 市	同	4月1日から8月1日まで
新 ひ だ か 町	同	4月14日から6月30日まで
芽 室 町	同	4月1日から5月23日まで
更 別 村	同	5月12日から7月18日まで
清 水 町	同	5月12日から7月25日まで
大 樹 町	同	6月16日から8月29日まで
新 得 町	同	7月28日から10月3日まで
浦 幌 町	同	
弟 子 屈 町	同	4月7日から7月11日まで
鶴 居 村	同	4月1日から7月4日まで
別 海 町	同	4月1日から11月28日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
 イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北 斗 市	同	平成20年4月21日から6月27日まで
長 万 部 町	同	5月26日から8月15日まで
江 差 町	同	4月7日から6月30日まで
上 ノ 国 町	同	
奥 尻 町	同	
せ た な 町	同	
妹 背 牛 町	同	4月1日から6月27日まで
深 川 市	同	
愛 別 町	同	4月7日から7月25日まで
上 川 町	同	
名 寄 市	同	
和 寒 町	同	
剣 淵 町	同	
中 川 町	同	
壮 警 町	同	4月1日から8月1日まで
白 老 町	同	
安 平 町	同	
登 別 市	同	
室 蘭 市	同	
日 高 町	同	4月14日から7月31日まで
平 取 町	同	
新 冠 町	同	
浦 河 町	同	
様 似 町	同	
え り も 町	同	
新 ひ だ か 町	同	
音 更 町	同	4月1日から9月26日まで

士幌町 平成20年4月1日から9月26日まで
 上士幌町 同
 鹿追町 同
 新得町 同
 清水町 同
 芽室町 同
 中札内村 同
 更別村 同
 大樹町 同
 広尾町 同
 幕別町 同
 池田町 同
 豊頃町 同
 本別町 同
 足寄町 同
 陸別町 同
 浦幌町 同
 帯広市 同
 釧路町 同
 厚岸町 同
 浜中町 同
 標茶町 同
 弟子屈町 同
 鶴居村 同
 白糠町 同
 釧路市 同

4月1日から5月16日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第164号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該

牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

由 仁 町 平成20年5月7日から8月1日まで

新十津川町 同

秩父別町 同

天 塩 町 同 4月7日から6月27日まで

初 山 別 村 同 5月7日から6月27日まで

羽 幌 町 同

苫 前 町 同

本 別 町 同 4月1日から5月30日まで

清 水 町 同 4月14日から6月13日まで

中 札 内 村 同

上 士 幌 町 同 5月7日から7月4日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているもの及び生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第165号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北 広 島 市	平成20年4月7日から5月9日まで
松 前 町	同 5月12日から7月11日まで
知 内 町	同
木 古 内 町	同
江 差 町	同 4月7日から6月30日まで
上 ノ 国 町	同
厚 沢 部 町	同
乙 部 町	同
今 金 町	同
奥 尻 町	同
黒 松 内 町	同 5月1日から6月30日まで
二 セ コ 町	同
真 狩 村	同
京 極 町	同
共 和 町	同
赤 井 川 村	同
長 沼 町	同 4月7日から8月1日まで
岩 見 沢 市	同
美 唄 市	同
新 十 津 川 町	同
滝 川 市	同
雨 竜 町	同
深 川 市	同
下 川 町	同 6月2日から8月29日まで
美 深 町	同
音 威 子 府 村	同
中 川 町	同
稚 内 市	同
猿 払 村	同
浜 頓 別 町	同

中 頓 別 町	同
枝 幸 町	同
豊 富 町	同
礼 文 町	同
美 幌 町	同 6月26日から9月4日まで
佐 呂 間 町	同 6月17日から8月27日まで
遠 軽 町	同 6月19日から8月28日まで
雄 武 町	同 6月24日から9月3日まで
日 高 町	同 4月1日から8月29日まで
平 取 町	同
新 冠 町	同
浦 河 町	同
様 似 町	同
え り も 町	同
新 ひ だ か 町	同
釧 路 町	同 6月2日から8月1日まで
厚 岸 町	同
浜 中 町	同
標 茶 町	同
弟 子 屈 町	同
鶴 居 村	同
白 糠 町	同
釧 路 市	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
-------------	------------------------------------

北 広 島 市	平成20年4月7日から5月9日まで
新 篠 津 村	同
松 前 町	5月12日から7月11日まで
知 内 町	同
木 古 内 町	同
島 牧 村	5月1日から6月30日まで
寿 都 町	同
黒 松 内 町	同
仁 木 町	同
夕 張 市	4月7日から8月1日まで
奈 井 江 町	同
幌 加 内 町	同
下 川 町	6月2日から8月29日まで
美 深 町	同
音 威 子 府 村	同
中 川 町	同
稚 内 市	同
猿 払 村	同
浜 頓 別 町	同
中 頓 別 町	同
枝 幸 町	同
豊 富 町	同
礼 文 町	同
美 幌 町	6月26日から9月4日まで
佐 呂 間 町	6月17日から8月27日まで
遠 軽 町	6月19日から8月28日まで
雄 武 町	6月24日から9月3日まで
厚 岸 町	6月2日から8月1日まで
浜 中 町	同
釧 路 市	同
根 室 市	5月1日から11月28日まで
別 海 町	同
中 標 津 町	同
標 津 町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第166号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
岩見沢市	平成20年4月7日から8月29日まで
由仁町	同
北見市	4月1日から9月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
-------	--------	---------	----	-----

就任	平成20.3.1	理事	明村 一	勇払郡むかわ町生田242番地33
同	同	同	新沼 芳隆	同 田浦1083番地
同	同	同	近藤 晴夫	同 福住1丁目26番地2
同	同	同	水野 俊範	同 二宮329番地
同	同	同	遠藤 一三	同 米原389番地6
同	同	同	池田 和男	同 米原303番地
同	同	同	田代 英孝	同 穂別安住239番地28
同	同	同	石崎 護	同 穂別488番地4
同	同	同	橋本 幸雄	同 穂別和泉72番地7
同	同	同	上杉 俊光	同 穂別稲里366番地
同	同	同	森 宣彦	同 穂別仁和367番地20
同	同	監事	高玉 幸吉	同 米原1107番地
同	同	同	森本 豊	同 穂別和泉191番地3
退任	同 20.2.29	理事	滝本 章	同 宮戸1378番地1
同	同	同	小林 繁	同 穂別稲里590番地5
同	同	同	明村 一	同 生田242番地33
同	同	同	新沼 芳隆	同 田浦1083番地
同	同	同	五十嵐 秀夫	同 穂別豊田372番地
同	同	同	池田 和男	同 米原303番地
同	同	同	清川 正	同 穂別697番地
同	同	同	水野 俊範	同 二宮329番地
同	同	同	橋本 幸雄	同 穂別和泉72番地7
同	同	同	近藤 晴夫	同 福住1丁目26番地2
同	同	同	上杉 俊光	同 穂別稲里366番地
同	同	同	星 正臣	同 穂別仁和78番地
同	同	同	石崎 護	同 穂別488番地4
同	同	同	森 宣彦	同 穂別仁和367番地20
同	同	同	田代 英孝	同 穂別安住239番地28
同	同	監事	高玉 幸吉	同 米原1107番地
同	同	同	藤江 政利	同 穂別稲里690番地3
同	同	同	松浦 富夫	同 豊城368番地2
同	同	同	森本 豊	同 穂別和泉191番地3

北海道告示第168号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(富岡地

区中山間地域総合整備(農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水)事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成20年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第169号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新十津川町日進地区の換地処分をした。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第170号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒213の1(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
奥尻島線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町奥尻820番地先から 奥尻郡奥尻町奥尻308番地先まで		前	11.27mから 37.46mまで	312.17m	
			後	11.27mから 37.46mまで		
北見端野美幌線 北海道網走土木現業所	網走郡美幌町字豊岡489番8地先から 網走郡美幌町字豊岡487番1地先まで		前	17.02mから 36.14mまで	100.00m	
			後	17.48mから 79.68mまで		
知床公園線 北海道網走土木現業所	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別 444番1地先から斜里郡斜里町大字遠 音別村字岩宇別444番1地先まで		前	36.28mから 50.45mまで	100.00m	
			後	36.28mから 62.60mまで		

北海道告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月18日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 吹上上富良野線	空知郡上富良野町2243番12地先から 空知郡上富良野町2243番61地先まで	平成20.3.18

道警察本部告示

北海道警察本部告示第83号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成20年3月18日から施行する。

平成20年3月18日

北海道警察本部長 高橋 清孝

別表札幌方面手稲警察署の項中

手稲山口		同 手稲区 手稲山口86番地	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目並びに手稲山口
------	--	-------------------	--

を

手稲山口		同 手稲区 明日風1丁目 1番6号	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目、明日風1丁目から6丁目まで並びに手稲山口
------	--	-------------------------	--

に改め、同表函館方面函館中央警察署の項中

七飯南	同 七飯町 字大川189番 78号	を	七飯南	亀田郡七飯町 大川6丁目15 番1号	に、
-----	-------------------------	---	-----	--------------------------	----

七飯		同 字本町573番地5	同 鳴川1丁目から3丁目まで、字本町、字緑町、字鶴野、字飯田町及び字鳴川町
----	--	-------------	---------------------------------------

を

七飯		同 字本町573番地5	同 鳴川1丁目から5丁目まで、本町1丁目から4丁目まで、字本町、字緑町、字鶴野、字飯田町及び字鳴川町
----	--	-------------	--

に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の項中

春光		同 春光6区1条4丁目367番地9	同 春光3条6丁目から9丁目まで、春光4条から春光7条までの5丁目から9丁目まで、春光6区1条から春光6区4条までの1丁目から6丁目まで、花咲町4丁目から7丁目まで、未広1条から未広8条までの1丁目から3丁目まで、未広東1条から未広東3条までの1丁目から3丁目まで並びに字近文の一部（道道旭川幌加内線に
----	--	-------------------	---

				東)
を	「			
春 光			同 春光6区1条4丁目367番地9	同 春光1条9丁目、春光2条8丁目及び9丁目、春光3条6丁目から9丁目まで、春光4条から春光7条までの5丁目から9丁目まで、春光6区1条及び春光6区2条の1丁目から5丁目まで、春光6区3条及び春光6区4条の1丁目から3丁目まで、花咲町4丁目から7丁目まで、未広1条から未広8条までの1丁目から3丁目まで、未広東1条から未広東3条までの1丁目から3丁目まで並びに字近文の一部(道道旭川幌加内線以東)
	」			

に改める。

北海道警察本部告示第84号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月18日

北海道警察本部長 高橋清孝

別表釧路方面釧路警察署の項中

を	「			
城 山			同 城山1丁目118番3号	同 城山、鶴ヶ岳及び住吉の1丁目及び2丁目、緑ヶ岡1丁目、大川町、千歳町、材木町の一部(1番から15番まで)並びに春湖台
	」			
を	「			
城 山			同 城山1丁目118番3号	同 城山、鶴ヶ岳及び住吉の1丁目及び2丁目、緑ヶ岡1丁目、2丁目、4丁目及び6丁目、貝塚1丁目から4丁目まで、大川町、千歳町、材木町並びに春湖台
	」			

に、

同	武 佐			同 武佐4丁目28番2号	釧路市武佐1丁目から5丁目まで
同	東 釧路			同 材木町21番43号	同 貝塚1丁目から4丁目まで、緑ヶ岡2丁目、緑ヶ岡4丁目、緑ヶ岡6丁目、材木町の一部(16番から22番まで)
を	「				
同	武 佐			同 武佐4丁目28番2号	釧路市武佐1丁目から5丁目まで
	」				

に改める。